

<<<新旧対照表>>>

新	旧
<p>○多治見市情報公開条例 平成9年9月25日条例第22号 (定義) 第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 実施機関 市長(地方公営企業の管理者としての権限を行う市長を含む。)、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに議会をいう。 (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びフィルム並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、<u>当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</u> <u>ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</u> <u>イ 公文書館、研究所、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設として市長が指定する施設において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として別に規則で定める方法により特別の管理がされているもの</u> (3) 公文書の公開 実施機関が、この条例の定めるところにより、公文書を閲覧又は視聴に供すること、公文書の写しを交付することその他公文書を実施機関の定める方法により認識可能にすることをいう。 (公文書の公開義務) 第5条 公文書は、次条に規定する場合を除き、公開しなければならない。 2 何人も、実施機関に対して、公文書の公開の請求(以下「公開請求」という。)をすることができる。 (公開しないことができる公文書) 第6条 実施機関は、法令及び条例(以下「法令等」という。)の規定に基づき、明らかに公開することができないとされている情報を公開することができない。 2 実施機関は、次のいずれかに該当する情報が記録されているときは、公文書を公開しないことができる。</p>	<p>○多治見市情報公開条例 平成9年9月25日条例第22号 (定義) 第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 実施機関 市長(地方公営企業の管理者としての権限を行う市長を含む。)、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに議会をいう。 (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びフィルム並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって _____ 、当該実施機関が保有しているものをいう。 <u>【新設：§13②から移動】</u> <u>【新設】</u> (3) 公文書の公開 実施機関が、この条例の定めるところにより、公文書を閲覧又は視聴に供すること、公文書の写しを交付することその他公文書を実施機関の定める方法により認識可能にすることをいう。 (公文書の公開義務) 第5条 公文書は、次条に規定する場合を除き、公開しなければならない。 2 何人も、実施機関に対して、公文書の公開の請求(以下「公開請求」という。)をすることができる。 (公開しないことができる公文書) 第6条 実施機関は、法令及び条例(以下「法令等」という。)の規定に基づき、明らかに公開することができないとされている情報を公開することができない。 2 実施機関は、次のいずれかに該当する情報が記録されているときは、公文書を公開しないことができる。<u>ただし、人の生命、身体又は健康</u></p>

新	旧
<p>(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報_____を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p><u>ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</u> 【削る：アにまとめた】</p> <p><u>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報</u></p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、その情報のうち、公務員等の職_____及び当該職務内容に係る部分</p> <p><u>(1)の2 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に</u></p>	<p><u>を保護するために公開することが必要であると認められる場合その他公益上必要がある場合は、当該公文書の公開をするものとする。</u></p> <p>(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報<u>及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報</u>を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものうち通常他人に知られたいと認められるもの_____。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p><u>ア 法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる」とされている情報</u></p> <p><u>イ 公表を目的として作成し、又は取得した情報</u> 【新設：各号列記以外の部分ただし書から分離】</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、その情報のうち、公務員等の職<u>、氏名</u>及び当該職務内容に係る部分</p> <p><u>【新設】</u></p>

新	旧
<p><u>規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号</u></p> <p>(2) 法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、<u>次に掲げる</u></p> <p>_____</p> <p>_____ <u>もの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産</u></p> <p>_____ <u>を保護するために、公開することが必要であると認められる情報を除く。</u></p> <p><u>ア 公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</u></p> <p><u>イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</u></p> <p>(3) <u>公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報</u></p> <p>(4) 市の機関内部若しくは機関相互間又は市と国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人その他の公共団体（以下「国等」という。）との間における審議、検討、協議等に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換<u>若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある</u>もの</p> <p>(5) 市又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な執行に _____ <u>支障を及ぼすおそれがある</u>もの</p> <p><u>ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ</u></p> <p><u>イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦</u></p>	<p>(2) 法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、<u>公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益が明らかに損なわれると認められるもの。ただし、違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、公開することが必要であると認められる情報を除く。</u></p> <p><u>【新設：2号中から分離】</u></p> <p><u>【新設】</u></p> <p>(3) <u>犯罪の捜査に関する情報であって、公開することにより、その遂行を著しく困難にするおそれのあるもの</u></p> <p>(4) 市の機関内部若しくは機関相互間又は市と国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人その他の公共団体（以下「国等」という。）との間における審議、検討、協議等に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換<u>又は自由な意思決定に著しい支障が生じることが明らかな</u></p> <p>_____ <u>もの</u></p> <p>(5) 市又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な執行に<u>著しい支障を及ぼすおそれが明らかな</u>もの</p> <p><u>【新設】</u></p> <p><u>ア 監査、検査、取締り又は試験</u></p>

新	旧
<p><u>課若しくは徴収</u>に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p><u>ウ</u> 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p><u>エ</u> <u>調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</u></p> <p><u>オ</u> 人事管理に係る事務に関し、公正な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p> <p><u>カ</u> <u>独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</u></p> <p>(公文書の部分公開)</p> <p>第7条 実施機関は、公文書に前条の規定により公開しないことができる情報とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合は、これを可能な限り区分し、前条の規定により公開しないことができる情報が記録されている部分を除いて、当該公文書を公開しなければならない。</p> <p><u>(公益上の理由による裁量的公開)</u></p> <p><u>第7条の2 実施機関は、公文書に第6条の規定により公開しないことができる情報(第6条第2項第1号の2に掲げる情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該公文書を公開することができる。</u></p> <p>(公文書の存否に関する情報)</p> <p>第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書が存在しているかどうかを答えるだけで、特定の個人の生命、身体又は名誉が侵害されると認められる場合に限り、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。</p> <p>(他の制度との調整等)</p> <p>第13条 実施機関は、他の法令等の規定による公開については、この条例を適用しないものとする。</p> <p><u>【削る：§2 ii アへ移動】</u></p>	<p>_____に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p><u>イ</u> 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p><u>【新設】</u></p> <p><u>ウ</u> 人事管理に係る事務に関し、公正な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p> <p><u>【新設】</u></p> <p>(公文書の部分公開)</p> <p>第7条 実施機関は、公文書に前条の規定により公開しないことができる情報とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合は、これを可能な限り区分し、前条の規定により公開しないことができる情報が記録されている部分を除いて、当該公文書を公開しなければならない。</p> <p><u>【新設：§6②ただし書から分離】</u></p> <p>(公文書の存否に関する情報)</p> <p>第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書が存在しているかどうかを答えるだけで、特定の個人の生命、身体又は名誉が侵害されると認められる場合に限り、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。</p> <p>(他の制度との調整等)</p> <p>第13条 実施機関は、他の法令等の規定による公開については、この条例を適用しないものとする。</p> <p><u>2 実施機関は、市の図書館その他これに類する施設において管理している図書、資料、刊行物等で、現に市民の利用に供することを目的としているものについては、この条例を適用しないものとする。</u></p>
摘要	<p>改正理由</p> <p>個人情報保護法の改正（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律。令</p>

新	旧
	<p>和5年4月1日施行部分)に伴い、自治体における個人情報保護も同法の対象となります。</p> <p>この制度改正を受け、情報公開制度における非公開と個人情報保護制度における自己情報の非開示の範囲について、齟齬が生じる(自己情報として開示されない情報が情報公開制度において公開される)ことを避ける必要があることから、情報公開制度における非公開の範囲を整えるものです。</p>